

## 第6次行政改革前期推進プラン（平成29～32年度）

### ◆行政改革推進プランの期間と考え方

第6次行政改革は、第5次総合計画の計画期間とあわせ、平成29年から平成37年度までとなっています。

その実施計画となる行政改革推進プランは、今後の社会情勢やその他行政を取り巻く諸要因の変化に対応して見直すことを可能とするため、前期と後期に分けることとします。本推進プランにおける最重要課題となっている公共施設マネジメントについて、個別施設計画の策定期限が平成32年度までとされているため、前期を平成29～32年度、後期を平成33～37年度とします。

	29	30	31	32	33	34	35	36	37
第5次総合計画	→								
行革大綱	→								
推進プラン	前期				後期				

行政改革推進プランは、第6次行政改革大綱の実施方針における3つのマネジメント（「組織・人材マネジメント」、「施設のマネジメント」、「部内マネジメント」）に重点を置き、将来にわたる市の長期的な適正化に資する取り組みを推進するためのものとします。

最重要課題となる「施設のマネジメント」は、市内公共施設の「縮減・縮充」に向けた方針を示す公共施設適正配置計画を策定するとともに、前期においては、平成32年度までに施設類型毎に個別施設計画の策定が義務付けられており、行革プランとして包括的に調整することで費用の平準化を図ります。

加えて、「組織・人材のマネジメント」においては、事業の企画、実施にあたって外部資源の活用及び活用に向けた「探索」を推進します。また、「部内マネジメント」については、総合計画マネジメントの中で、行政評価結果や部の経営方針に基づく新規事業の立案、事業廃止等の既存事業の見直しの推進を、多様な主体の関わりの中で効率的に進めていくことについても推進プランに加えることで、持続可能な行政経営を後押しします。

## 1. 施設のマネジメント

### ◆公共施設アセットマネジメントの推進

今後、公共施設の定期的な修繕や大規模改修費用の増加や、少子高齢化に伴って扶助費も増加していく一方で、今後、人口減少が見込まれています。このような状況下で持続可能な行政経営の実現のため、市内の各公共施設機能は維持しつつ、施設を統合・複合化等する「縮減・縮充」にむけた方針を示す公共施設適正配置計画を策定します。

次に、公共施設総合管理計画及び適正配置計画に基いた計画的な公共施設の予防保全型修繕・更新を実施し、財政負担を軽減・平準化するため、これまでの調査結果を踏まえて個別施設計画を策定します。

また、これらの策定にあたっては、施設管理部署を中心とした全庁横断的な検討を行い、市民への周

知・理解を図りながら進めます。

年度	29年度	30年度	31年度	32年度
適正配置計画	計画策定		実施	
個別施設計画	調査		計画策定	

## 2. 組織・人材のマネジメント

### ◆外部資源活用案「外部リソース活用プラン」

指定管理者制度やPPP、業務委託等、民間活力の活用によって、組織やサービスの最適化を図ります。また、事業実施にあたり、市行政だけの枠で検討するのではなく、広域化、大学・市民団体・企業等外部との連携や国・県の規制改革や補助制度等の支援策を活用し、効率的かつ効果的な事業の実施方法について探索、検討を進めます。なお、この取組みは、総合計画マネジメントにおける探索的取組みとも連動する内容です。

年度	29年度	30年度	31年度	32年度
民活、外部支援策の活用・探索	洗い出し	導入時期の検討	実施	

## 3. 部内マネジメント

### ◆外部評価案「総合計画推進事業レビュー」

総合計画マネジメントでは、論理性に基づく評価が重要視されており、評価結果が、単なる「思い」や「思い込み」とならないようまちづくり指標や中間指標等の事実やデータを基に評価し、その評価結果を受けて策定される各部の経営方針に基づき、予算編成を実施することとしています。したがって、評価結果が予算に連動するため、評価結果に基づく新規事業の立案、事業廃止等の既存事業の見直しにおいても、客観性がより重要となります。

そのため、外部の視点から評価結果等を点検し、より客観性を担保することで「探索・廃止の検討」を後押しし、総合計画のめざすまちの姿の実現推進及び持続可能な行政運営を図ります。

年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総合計画推進事業レビュー	検討	試行	実施	